

# ナイロビ会議で何が話されるのか?

「京都 2」へ続く、2013 年以降の次期枠組みに関する議論

気候ネットワーク

2006.10

## 1.ナイロビ会議で期待される成果

2006 年 11 月 6 日 ~ 11 月 17 日にケニアで開催されるナイロビ会議(気候変動枠組条約第 12 回締約国会議(COP12)/京都議定書第 2 回締約国会合(COPMOP2))は、昨年の COP11/COPMOP1 で合意された「モントリオール行動計画」のもと開始した次期枠組みの検討プロセスの行方を占う重要な会議である。

## 次期枠組みの検討プロセスとは

昨年の COP11/COPMOP1 では、次期枠組みに関する 3 つの検討プロセスについて、「モントリオール行動計画」が合意された。その 3 つとは、以下のようなものである。

長期的協力のための行動に関する対話【条約】

先進国の更なる削減義務に関する特別作業部会(AWG) 【議定書3条9項】 議定書見直しに関する準備【議定書9条】

# 次期枠組み検討プロセス \_\_\_\_\_\_

や候 先進国の 組変 条動 約束 (米·豪参加) 約

対話(長期的協力のた めの行動に関する対 話)

議定書3条9項特別作 業部会(AWG) (先進国の更なる削減 義務)

議定書9条(議定書の 見直しに関する準備)

議定書

先 進 国 の 2012 年まで (米·豪不参加) の約束

2013年以降どうする?

## 1.「京都2」へ続く次期枠組みに関する議論の進展

COP11/COPOMP1 では、京都議定書の運用ルール全てが採択され、京都議定書は本格的に動き始めた。同時に、「モントリオール行動計画」が合意され、次期枠組み交渉に関する3つのプロセスが動き出した。

中でも、議定書3条9項のもと、京都議定書の第1約束期間(2008年から2012年)に続く先進国の削減義務について検討する特別作業部会(AWG)が設立され、検討が開始されたことは、京都議定書が2013年以降も継続し、「京都2」へ向かって先進国の更なる削減を積み上げていくことを確かにしたことを意味している。

ナイロビ会議では、議定書9条によって、議定書の見直しを行うことが決まっている。次期枠 組みの検討を前進させるためには、先進国の更なる削減義務に関する議論の議論はもちろんのこ と、議定書見直し作業を開始させ、確実に議論の進展を図ることが求められている。

## 議定書見直し作業プロセスを開始し、継続させる

京都議定書の第9条には、「第1回目の検討は、京都議定書第2回締約国会合(COPMOP2)において行わなければならない」と規定されている。これを受け、COPMOP2 では、京都議定書締約国会合(COPMOP)の正式な議題として取り上げられ、京都議定書の締約国(議定書を批准した国々。米・豪は参加しない。)による交渉が始まることになる。

この京都議定書の見直しは、気候変動枠組条約の見直しとも連動して行うことも規定されていることから、次期枠組みに関して、現在京都議定書の削減目標を持っている先進国の削減義務にとざまらない幅広い国々の参加の議論を進めるための足がかりになるものと考えられている。京都議定書の会合のもとで、議定書を離脱した米・豪の参加や、排出量が増えてきている一部途上国の取り組みを含めた次期枠組みに関する議論が公式にできる初めての場となりうるのだ。

ナイロビ会議では、2006 年 9 月 1 日までに各国が意見を提出した意見をもとに議論されることになるが、具体的な見直し作業が行われるではなく、そのための段取りとして見直し作業に関する「交渉プロセス」の合意が目指されることになる。

すでに始まっている先進国の更なる削減義務に関する議論(議定書3条9項)など次期枠組みの検討を効果的に行い、後押しするためにも、ナイロビ会議では、議定書9条のもとで行う議定書の見直しを、COPMOP2の1回で終了させるのではなく、COPMOP2で検討プロセスを立ち上げ、継続した検討を行っていくべきである。そして、議定書見直しのプロセスは、議定書3条9項の特別作業部会(AWG)と同等の位置づけをもつプロセスとして設置されるべきである。

今後の議定書3条9項と9条の2つのプロセスでは、「京都2」を構成する重要な要素を検討することになる。両プロセスで検討する議題が相互に関連し合うことになる。重複した検討を避け、 効率的に議論を進めていくためにも2つのプロセスは今後密接にリンクさせることが望ましい。

そのような面からも、2 つのプロセスにおける参加国、そして、決定のもつ重みなどが同じである方がよい。できれば、年に2回しか開催されない既存の補助機関会合での検討よりも、必要に応じて会期間に会議を開催できる特別作業部会(AWG)での検討することが望ましい。

## 先進国の更なる削減義務に関する議論の合意期限を「2008年末」と決定する

議定書3条9項には、COPMOPは、京都議定書の第1約束期間終了年(2012年)の少なくとも7年前には、次期約束期間における附属書 国(いわゆる先進国)の義務の検討を始めなければならないと規定されている。その7年前に相当する2005年に開催されたCOPMOP1で「モントリオール行動計画」が採択され、議定書3条9項に関する特別作業部会(AWG)が始まった。ここでは、京都議定書締約国(議定書を批准した国)による先進国の第1約束期間の削減数値目標(附属書B)の改正、具体的には、2013年以降の京都議定書第2約束期間「京都2」が検討されている。

今年5月に開催された第1回特別作業部会(AWG1)では、「今後の作業計画」が採択され、2007年まであと3回開催されることとなった。ナイロビでは、第2回特別作業部会(AWG2)とともに、情報提供を目的としたワークショップが開催される。ワークショップでは、2007年発表予定の第4次評価報告書をとりまとめているIPCCや2 未満目標を長期目標として提案しているEUなどが、大気中の温室効果ガス濃度安定化シナリオなど次期削減目標を決めるための科学的知見、実績・経験、排出削減コストや利益など先進国の温室効果ガス排出予測、政策・技術による国別削減可能性の2点についてプレゼンを行う。

今回のワークショップは、次期枠組みの削減目標を決定するために必要な最新の科学的な知見を学習するために行われる。条約の究極の目標と整合性のある長期目標、またその長期目標を達成するために必要な排出削減シナリオ、国別の排出削減量の配分方法などの共有化するための非常に有益な場となるだろう。

第 2 回特別作業部会(AWG2)では、「モントリオール行動計画」確認されているように、第 1 約束期間終了と次期約束の開始に間があかないように、2008 年までに先進国の次期削減目標を決定するという具体的な合意期限を決定すべきである。

#### 条約のもとでの対話を進める

モントリオールでこのようなプロセスをつくることに最後まで反対した米国の主張に配慮して、新しい義務につながる交渉を開始するものではないことが前提となっているが、条約のもとで行われる長期的協力のための行動に関する対話は、京都議定書不参加の米・豪を含めた形で次期枠組みに関する議論ができる唯一の場である。先進国1名、途上国1名の共同議長による最大4回開催するワークショップにて行い、その結果を2006年、2007年に開催されるCOPに報告することになっている。ナイロビでは、開催される第2回目のワークショップでは、持続可能な開発目標の進展、市場メカニズムの可能性の2点について検討し、COP12にその報告を行う。

## 2. 次期枠組み議論の進展とからむその他の議題

ナイロビ会議で、議定書 9 条のもとでの京都議定書の見直しプロセスを開始させるには、議定書 3 条 9 項の特別作業部会(AWG)において、次期枠組みでの先進国のさらなる総排出量削減に関する議論と、途上国が一番関心をもっている適応策に関する議論の進展が鍵となるだろう。

# 2.「京都2」へ続く、次期枠組みのあり方

## 1.「2 未満目標」へつながる道筋づくり

気候変動枠組条約には、「究極の目標」として生態系が適応できる危険でない水準で温室効果ガスの濃度を安定化させることが明記されている。危険でない水準に濃度を抑えるためには、工業化前(1850年頃)に比べて地球の平均気温上昇を2 未満に抑える必要があることは、国際的に共有されつつある。そのためには、世界全体の排出量はピークを2015年までに迎え、削減に転じさせていかなければならない。その場合、先進国は、2050年代までに60~80%の削減が求められる。

これを実現するには、次期枠組みにおいて、現在議定書に参加する先進国の排出削減をより深 堀することだけではなく、次の枠組みでは世界最大の排出国である米国の削減数値目標への参加 とともに、一部排出量が増えてきている途上国による削減努力、そして、気候変動の影響に対す る適応策の拡大が必要である。

そのベースとなるのは、やはり京都議定書である。議定書は、法的拘束力のある排出削減目標や5年ごとの継続した約束期間、柔軟性メカニズムの利用など、気候変動を解決するための挑戦に必要な中心要素を含む唯一の枠組みであり、次期枠組みはその上に積み上げられるものであるべきである。次期枠組みは、絶対量での削減が、京都議定書の第1約束期間よりも少なくなるといった、危険な気候変動を避ける目的に逆行するルールであってはならない。

## 2.次期枠組みの検討のあり方

「モントリオール行動計画」のもと誕生した、3 つの次期枠組みの検討プロセスは、京都議定書をベースとした「京都 2」へ続く道である。温暖化防止のためのより実効性のあるルールに合意するためには、それぞれのプロセスにおいて、以下のような点を踏まえつつ、検討を進めなければならない。

### 排出削減目標は、長期目標から「逆算」する

京都議定書の削減目標には科学的な根拠がなく、政治的に決定したことを問題視し、次期枠組みの削減目標を科学的な知見をベースに検討すべきだという意見がある。

本当に危険な気候変動を回避するのであれば、その回避できるレベル(例えば 2 未満や大気中の温室効果ガスの濃度など)やそのために必要な排出削減量を科学的知見に基づき設定することは行うことは当然である。次期枠組みの排出削減目標は、それら科学的知見によって導き出された長期目標の達成に必要な排出削減量から逆算した量をベースに検討すべきである。

## 先進国は、率先して排出削減を - 共通だが差異ある責任

温暖化防止対策は、京都議定書がそうであるように、「共通だが差異ある責任」の原則に基づいて進めていかなければならない。次期枠組みにおいても、過去の排出に責任があり、一人当たり排出量が多い先進国には、今後も率先して排出削減に取り組んでいく制度が必要である。先進国は、国内対策による排出削減を深堀していかなければならない。また、世界最大の排出国である米国が参加する際には、他の先進国と同等もしくは更なる削減数値目標が課されるべきである。

一方、次期枠組みで検討される一部途上国の取り組みは、先進国と同じ削減数値目標でなくて もよい。公平性や歴史的責任といった面からも、差異あるものとすべきである。

#### 合意期限は「2008年末」

モントリオール会議で確認されたように、京都議定書の次期枠組みに関しては、第 1 約束期間と次の約束期間との間をあけない形で次期約束期間を開始させなければならない。また、京都議定書の第 1 約束期間の義務を確実に達成するため動き出した先進各国の国内対策を脱温暖化社会に向けた抜本的な対策にし、京都メカニズムなどの国際的な枠組みを活性化させていくためにも、次期約束期間に関する合意は、議定書の第 1 約束期間が始まる前(2007 年)までに採択されることが必要不可欠である。しかし、2007 年発行予定の IPCC 第 4 次評価報告書の科学的知見を反映させない次期枠組みに関する合意はありえないという意見も多い。IPCC による最新の科学的知見を反映させる場合でも、交渉期限は遅くとも 2008 年末とすべきである。

## 3つの次期枠組み検討プロセスは、相互に連係を

3 つの次期枠組み検討プロセスは、2008 年末までに合意をするというタイムラインの中、相互に関連する多くの項目を各々議論していくことになる。限られた機会を有効に効率的に活用していくためにも、3 つのプロセスは別々に進められ、まとめられるのではなく、相互に情報提供しあうなど、密接に連係させていく必要があるだろう。

特に第1約束期間と間をあけないで次期約束期間を開始させるためには、「京都2」に関する具体的な検討を行っている議定書3条9項の特別作業部会(AWG)と9条の議定書見直しのプロセスをリンクさせ、最終的に1つの合意として採択し、次期枠組みを定めた合意の批准・発効手続きを一回で済ませることが望ましい。

#### 米国の参加について

議定書9条や議定書3条9項など議定書のもとで行われる議論は、京都議定書を批准した国々によって行われるため、その議論には、当面、議論そのものへの米国参加は望めない。しかし、米国も次期枠組みに参加すべきことは当然のことであり、米政権の交代後もしくは方針転換後に、米国が世界と協調して次の枠組みに参加できる場所を用意しつつ、科学的観点からもとめられる削減レベルに忠実に必要な枠組みに関する議論を進めておくべきであろう。

## お問い合わせ 気候ネットワーク

(東京) TEL:03-3263-9210、FAX:03-3263-9463、tokyo@kikonet.org

(京都) TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012、kyoto@kikonet.org

URL: http://www.kikonet.org/